

# 暮らしサポート



若者向け悪質商法被害防止  
共同キャンペーン

**若者だって被害は  
188(イヤヤ)!**

成人式や卒業・就職の時期に当たる1月から3月までの間、「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します。現在は、若者がキャンセルセールス・マルチ商法・ワンクリック請求等のトラブルに巻き込まれることも少なくありません。被害防止のために、美浦村では成人式や4カ月乳児健診時の保護者に啓発資料を配布しています。

「困ったときは悩まずに」  
全国共通・局番なしの188  
消費者ホットラインへ  
お近くの消費生活センター  
につながります。

プリペイドカード型電子マネー「ギフト券で料金払え」は  
**全て詐欺**

コンビニで「ギフト券(プリペイド型電子マネー)」を購入させ、その番号を聞き出す架空請求詐欺が急増中。電話やメールの相手から、次のように言われていますか？

- 1 有料サイト利用料金が未納料が必要
- 2 動画サイトの登録料、退会料が必要
- 3 コンビニで「ギフト券(プリペイド型電子マネー)」を購入し、その「ギフト券」の番号を伝えるように

これは架空請求詐欺の手口です。支払う必要はありません。支払う前に警察にご相談ください。

警察相談専門電話#9110  
(茨城県警察)

話を聞くだけのはずが、  
美容施術を受け  
400万円の請求に

「最新の医療でメスを入れずに若々しくなる」という新聞の折り込み広告を見て、口のまわりの

しわ取りについて話を聞こうと美容医療クリニックに向いた。クリニックの女性から「ヒアルロン酸を含むいろいろな成分を注射する。安いものは長持ちしないが、これは15年もつ」と説明を受けたが、400万円と高額だったので手持ちの金がないと伝えました。しかし、「後で振り込めばよい」と言われ、断りきれずそのまま施術を受けた。施術から5日経つが、注射の痕がシミになり、口が腫れた。  
(当事者：60歳代女性)

【ひとこと助言】  
折り込み広告を見て美容医療クリニックに行ったら、その場で契約を迫られて施術も実施され、数百万円の請求を受けたという深刻なトラブルが報告されています。

「簡単にきれいになれる」とうたう広告をうのみにしてはいけません。広告の情報だけに頼らず、料金やリスク等の情報収集をしましょう。想定した金額より高額な料金を提示された場合には、契約しないことを伝えましょう。特に、

その場で施術を希望しない場合はきっぱりと断りましょう。美容医療クリニックに行くときの注意点をまとめた「消費者のための美容医療チェックリスト(※)」を利用すれば確認漏れを防ぐことができます。

※村ホームページのこの記事(PDF形式)にはチェックリストが添付されていますので、ご参照ください。

▼掲載ページ 村ホームページトップから「くらし・環境」消費生活センター↓消費者庁等からの最新情報」  
(国民生活センター見守り新情報より抜粋・追記)

## 食の安全サポーター研修

米粉を使った  
ランチや味噌を  
一緒に作りましょう！



◎米粉入りニョッキのトマトソースとパンケーキを作ろう

1月26日(木)午前10時開始  
参加費500円。

◎味噌作りを体験しよう

2キロ弱の味噌と簡単な昼食を作ります。

1月27日(金)午前10時開始  
参加費1000円。

◎味噌作りの準備に参加出来る方も募集中！  
1月26日の米粉ランチ作りと並行して準備を行います。

◇場所 中央公民館調理室  
◇募集人数 各10名

◇持ち物 エプロン、三角巾、味噌の入れ物(27日参加者)

◇申込方法 1月20日(金)までに、美浦村消費生活センターにお申込みください。

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379